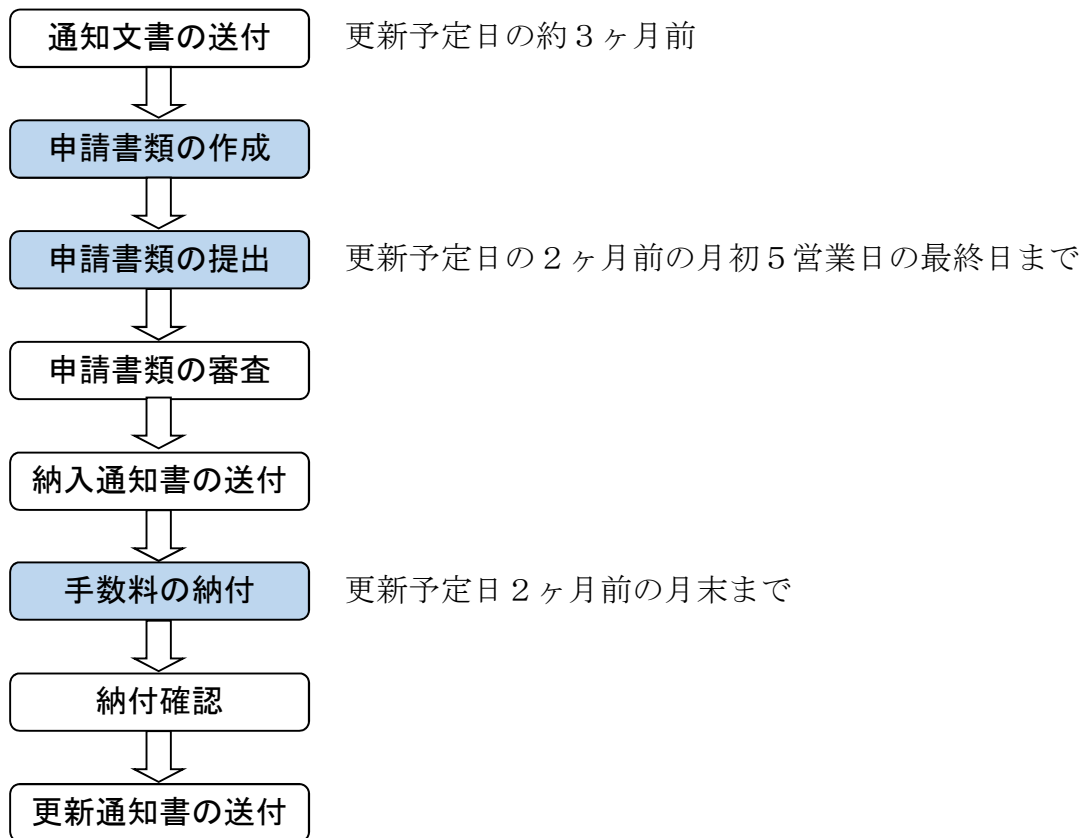


○指定（許可）更新手続きについて（はじめにお読みください）

【指定更新手続きの流れ】

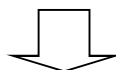


【申請までの流れ】

- 更新日の約3ヶ月前に、福祉部指導監査課から対象事業所あてに通知文書を発送します。
 （例：7月1日付更新予定の場合、4月上旬～中旬に発送）

★ みなし事業所（医療機関併設の訪問看護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導や、介護老人保健施設併設の短期入所療養介護、通所リハビリテーション）は、指定の更新の必要はありません。

なお、介護老人保健施設に併設の通所リハビリテーション事業所については、介護老人保健施設本体と人員・施設を共用しているため、介護老人保健施設の許可更新の際に事業所の人員配置・図面等について確認します。



【申請書類の作成】

- 法人の登記簿謄本（現在事項証明書）を法務局から取得してください。
（法人で複数事業所の更新申請を同時に行う場合、1法人1部で結構です。2事業所目の申請書からは、他事業所の更新申請で提出した旨をチェック表に記載してください。）
※ 申請者が法人でない場合は、関東信越厚生局 神奈川事務所の指定通知書の写しを添付してください。
- 更新申請様式等の必要書類を横須賀市ホームページからダウンロードし、記入チェック表とともに揃えて、更新予定日の2ヶ月前の月初5営業日の最終日までに、郵送により提出してください（持参可）。 ※消印有効
（例：7月1日付更新予定の場合、5月の月初5営業日の最終日まで提出）
- 申請書は更新専用の様式です。新規指定（許可）の申請様式等とは異なりますので注意してください。
- 勤務形態一覧表は、通知書に記載した月の予定シフトを記入してください。
- 申請と同時に、現在の指定（許可）通知書を返納していただきます。コピーをとり、更新手続きが完了するまでの代わりとして保管してください。
- もし、指定（許可）通知書（原本）を紛失してしまった場合は、紛失届を同時に提出してください（ホームページに様式があります）。

詳細は、「横須賀市役所ホームページ」をご参照ください。

→オンラインサービス

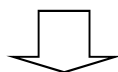
→申請書類ダウンロード

→「福祉部 指導監査課」の書式

→申請・届出関係「介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ」

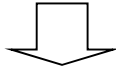
→居宅サービス事業者（第1号事業者）・施設等「4. 指定更新」または
地域密着型サービス事業者（第1号事業者）等「1. 指定（更新）・変更届・加算届」

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/kaigo-sitei.html>



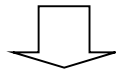
【受付後～審査】

- 受付終了＝指定（許可）更新ではありません。受付後、更に審査を行うほか、既にいただいている申請や届出内容等との確認を行います。不明点がある場合は、電話等で後日、チェック表の「連絡先」に記載のご担当者を確認します。
- 審査の状況により、補正や書類の再提出をお願いする場合があります。
- 申請までに適正に変更届を提出していない場合は、指定（許可）更新に支障がありますので、提出を忘れていた場合には変更届を速やかに提出してください（提出方法は、横須賀市ホームページ参照）。
- 市で必要と認めた場合には事業所の現地調査も実施します。その場合は個別に連絡します。



【審査手数料納付】

- 地方自治法第227条の規定に基づき、応益負担の観点から、審査手数料を納付していただきます。
- 申請書類の審査を行い、約2週間程度で、審査手数料の納入通知書を郵送します。
- 納入通知書により、提出月（更新予定日の2ヶ月前）の月末までに納付し、金融機関の領収日付印が押された領収書を、事業所で保管してください。
（例：7月1日付更新予定の場合、5月31日までに納付）
- この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、指定（許可）更新ができない場合でも返還しません。



【納付確認～指定（許可）更新まで】

- 審査手数料の納付確認後、最終審査を経て、更新予定日までに指定（許可）更新通知書を郵送します。
- 指定（許可）更新通知書の交付により指定（許可）更新手続きが終了しますが、更新日までに指定（許可）更新申請内容に変更が生じた場合は、再審査が必要となりますので必ずご連絡ください。

【指定（許可）更新事務窓口】

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市福祉部指導監査課

施設サービス

居宅サービス（特定施設、短期入所のみ）

地域密着型サービス

第1号通所事業（利用定員18人以下のみ）

→ 指導監査第1係 TEL 046-822-8162

居宅サービス（特定施設、短期入所を除く）

第1号訪問事業・第1号通所事業（利用定員19人以上のみ）

→ 指導監査第2係 TEL 046-822-8393